

令和 3 年度

社会福祉法人指導監査結果報告書

丹波市健康福祉部社会福祉課

## I 社会福祉法人指導監査の概要

社会福祉法人に対する指導監査は、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営を確保するため、関係法令や通知等に基づき指導監査事項について指導・助言することとしている。

令和3年度の指導監査は、平成29年4月の社会福祉法等の一部を改正する法律の施行から4年が経過したが、引き続き、社会福祉法人の高度な公益性の徹底、経営組織の「法人統治（ガバナンス）」の確立、事業運営の透明性と情報開示、新たな「財務規律」への対応として、「法人としての遵守すべき事項について、運営の実態の確認」、「社会環境の変化に的確に対応できるよう、法人の経営組織のガバナンスの強化等、指導・助言」、「法人運営に問題を有する法人への是正・改善」することを基本方針として、「評議員会・理事会運営の適正化」「決算事務の適正化」「経理事務の適正化（ガバナンスの強化）」「社会福祉法改正への対応状況」を重点項目として定め、実施した。

（※別添実施計画の概要参照）

## II 社会福祉法人に係る指導監査結果

### 1 指導監査の実施状況

本年度は、当初、丹波市が所轄する14法人のうち7法人に対する指導監査を予定していたが、兵庫県が「新型コロナウイルス感染症に係る実地による指導監査の実施方針について（令和3年7月30日付兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課）」に従い、一定期間、監査の実施を控えたことを踏まえ、市においてもその取扱いに準じたため、結果として3法人に対して実地指導監査を実施し、文書指摘、口頭指摘及び助言による改善を指導し、文書による指摘についてはその改善等の報告を求めた。

実施状況		改善指示の状況		
対象数	実施数	文書指摘、口頭指摘、助言による指導あり	うち文書による改善報告を求めたもの	文書指摘、口頭指摘、助言による指導なし
		3法人	3法人	0法人
14法人	3法人※	3法人	3法人	0法人
※実施法人（実施日） 丹波柏原福祉会（R3.11.22）、山路福祉会（R3.11.29）、竹山愛育会（R3.12.21）				

## 2 指摘事項の内訳

実地指導監査において行った文書指摘、口頭指摘及び助言による指導の内訳は次のとおりである。

なお、法人指導の一般監査については、国の「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき、法令又は通知等の違反がある場合の文書指摘等を行うことの基準が以下のとおり定められている（指導監査ガイドライン）。

- ①指摘基準に該当しない場合は文書指摘を行わないこと。
- ②指摘基準に該当する場合であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合には、口頭指摘を行うことができること。
- ③指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するものと考えられる事項については助言を行うことができること（ただし、助言を行う場合には、法人が従わなければならないものではないことを明確にした上で行う）。

種別	I 組織運営						II 事業				III 管理				合計			
	定款	評議員・評議員会	役員	理事会	報酬	その他	計	社会福祉事業	公益事業	収益事業	その他	計	人事管理	資産管理		会計管理	その他	計
文書指摘		2	1	3			6					0			12		12	18
口頭指摘							0					0			6		6	6
助言			1	1	1		3					0			6	12	18	21
計		2	2	4	1		9					0			24	12	36	45

## 3 文書による指摘の内容

社会福祉法人に対する文書による指摘のうち主なものは、次のとおりである。

### I 組織運営

(ア) 評議員・評議員会

(評議員会)

- ・令和2年度及び令和3年度において、定時評議員会の招集を決定する理事会と、その後開催する定時評議員会について、2週間の間隔(中14日)を空けずに定時評議員会が開催されている。

監査を受けた計算書類(各会計年度に係る決算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告)を定時評議員会の日の2週間前から5年間主たる事務所に備え付けておかなければならないことになっている。社会福祉法第45条の32第1項の規定に違反しているため、理事会・評議員会運営の改善に努めること。

根拠法令等【社会福祉法第45条の9第1項、第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条、第182条、社会福祉法第45条の29、第45条の32第1項、社会福祉法施行規則第2条の12、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQ】の改訂について問29-3】

- ・評議員会の決議にあたっては、決議の前に、特別の利害関係を有する評議員が加わっていないか書類で確認するか、もしくは議事録に確認したことを記録しておくこと。

根拠法令等【社会福祉法第45条の9第6項、第8項】

#### (イ) 役員

##### (監事)

- ・監事の選任に関する評議員会の議案に、監事の過半数(2名)の同意が得られていない。監事の過半数(2名)の同意を得ておくこと。

根拠法令等【社会福祉法第43条第1項、第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項】

#### (ウ) 理事会

- ・理事会の決議にあたっては、決議の前に、特別の利害関係を有する理事が加わっていないか書類で確認するか、もしくは議事録に確認したことを記録しておくこと。

根拠法令等【社会福祉法第45条の14第4項、第5項】

- ・定款において「理事及び業務執行理事は、毎会計年度3か月に1回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告する」ことになっている。議事録に理事長及び職務執行理事の職務執行状況の報告にかかる記事が確認できなかった。理事長及び業務執行理事の業務執行状況に係る報告は明確に区分して記録しておくこと。

根拠法令等【社会福祉法第45条の16第3項】

### Ⅲ 管理

#### (ア) 会計管理

##### (会計の原則)

- ・公益事業用財産を基本財産として会計処理しているので、適正に会計処理を行うこと。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準第1条、第2条】

##### (規程)

- ・経理規程の勘定科目が貸借対照表分しか設定されていないなど、内容に不十分な箇所があるため、モデル経理規程を参考に適正な内容に改正すること。
- また、収益事業の予算編成が行われていない、小口現金の取扱い及び会計伝票について会計責任者の承認が得られていないなど、経理規程に定めるところにより事務処理が行われていないので改めること。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について1(4)、2(2)】

- ・予算管理責任者及び固定資産管理責任者の任命規定や計算書類の作成、監査、承認及び備置きの規定など、経理規程として当然に定められるべき規定が、法令又は通知に照らして不十分な内容であるので、モデル経理規程を参考に適正な内容に改正すること。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について1(4)、社会福祉法人モデル経理規程】

##### (サービス区分)

- ・現況報告時に提出された計算書類のサービス区分が、経理規程に規定するサービス区分と相違しているため修正すること。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準第10条、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて3、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について5】

(国庫補助金等特別積立金)

- ・国庫補助金等特別積立金として積み立てが必要となる補助金を受給しているにもかかわらず、積み立てがされていないので、適正に会計処理を行うこと。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準第6条第2項、第20条第2項、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて9、10、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について10、15】

(その他積立金)

- ・積立金及び積立資産については、積立ての目的を示す名称を付すこと。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準第6条、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて19】

(注記記載事項)

- ・関連当事者との取引として注記が必要となる取引があるので、該当する取引について、関連当事者ごとに注記すること。

また、現況報告時に提出された法人全体の注記等に記載してあるサービス区分が経理規程に規定するサービス区分と相違しているため修正すること。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準第29条、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて22、別紙1、別紙2、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について25、26】

(附属明細書)

- ・附属明細書について、次のとおり修正すること。

①現況報告時に提出を受けた附属明細書について会計基準に則した様式を使用すること。

②作成されていない附属明細書について適正に作成すること。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準第30条、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて26】